○財務省告示第二百八号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月二十四日

財務大臣　麻生　太郎

別表に次のように加える。

公益財団法人海外子女教育振興財団（東京都港区愛宕一丁目三番四号）	インド共和国ニュー・デリー市に設置されているニュー・デリー日本人学校の校舎増築及び校具取得の費用	平成二十五年六月二十四日から平成二十六年三月三十一日まで

○厚生労働省告示第二百十二号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第七条の十六第二号並びに建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）第三条の十七第二号、第二十五条の十六第二号（第二十六条の二第三項、第二十六条の四第三項、第二十八条の二第三項、第二十八条の四第三項、第二十九条の二第三項及び第三十条の二第三項において準用する場合を含む。）及び第二十八条の二第三項において準用する第二十五条の十六第一号の規定に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第七条第一項第一号等の登録をした旨を公示する件（平成二十一年厚生労働省告示第三百四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月二十四日

厚生労働大臣　田村　憲久

第一の表講―1の項氏名又は名称の欄中「財団法人ビル管理教育センター」を「公益財団法人日本建築衛生管理教育センター」に改める。

第二の表較―1の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「財団法人ビル管理教育センター」を「公益財団法人日本建築衛生管理教育センター」に改める。

第三の表清講―1及び清再―1の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「財団法人ビル管理教育センター」を「公益財団法人日本建築衛生管理教育センター」に改め、同表清研―3、清研―6及び清研―7の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「一般社団法人」に改め、同表清研―7の項住所の欄及び事業所の所在地の欄中「幸田二丁目九番二十六号」を「南区幸田二丁目九番二十六号」に改め、同表清研―9の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「財団法人」を「一般財団法人」に改め、同表清研―10、清研―13、清研―15、清研―17、清研―19及び清研―22の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「一般社団法人」に改める。

第四の表測講―1及び測再―1の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「財団法人ビル管理教育センター」を「公益財団法人日本建築衛生管理教育センター」に改める。

第五の表ダ講―1及びダ再―1の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「財団法人ビル管理教育センター」を「公益財団法人日本建築衛生管理教育センター」に改める。

第六の表貯講―1の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「財団法人ビル管理教育センター」を「公益財団法人日本建築衛生管理教育センター」に改め、同表貯講―2の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「公益社団法人」に改め、同表貯再―1の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「財団法人ビル管理教育センター」を「公益財団法人日本建築衛生管理教育センター」に改め、同表貯再―2の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「公益社団法人」に改め、同表貯研―3及び貯研―5の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「一般社団法人」に改め、同表貯研―7の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「公益社団法人」に改め、同表貯研―9の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「一般社団法人」に改め、同表貯研―10の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「財団法人」を「一般財団法人」に改め、同表貯研―12、貯研―16、貯研―18及び貯研―21の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「一般社団法人」に改め、同表貯研―21の項住所の欄及び事業所の所在地の欄中「幸田二丁目九番二十六号」を「南区幸田二丁目九番二十六号」に改め、同表貯研―29、貯研―30、貯研―31、貯研―33及び貯研―36の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「一般社団法人」に改め、同表貯研―37の項住所の欄中「穂波町十番十五―一一〇一号」を「千里山東四丁目十五番一号」に改め、同項事業所の名称の欄中「社団法人全国建築物飲料水管理協会大阪支部」を「大阪飲料水管理協会」に改め、同表貯研―39の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「一般社団法人」に改め、同表貯研―41の項の次に次のように加える。

貯研―42	（貯水槽清掃作業従事者研修）規則第二十八条第五号ロに規定する研修	公益社団法人福井県ビルメンテナンス協会	福井県福井市渕三丁目四〇一番地	平成二十五年二月二十八日
		公益社団法人福井県ビルメンテナンス協会	福井県福井市渕三丁目四〇一番地	

第七の表排講―1及び排再―1の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「財団法人ビル管理教育センター」を「公益財団法人日本建築衛生管理教育センター」に改め、同表排研―2の項住所の欄及び事業所の所在地の欄中「中央区八重洲二丁目十番十号」を「港区新橋五丁目十番六号」に改める。

第八の表防講―1及び防再―1の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「財団法人ビル管理教育センター」を「公益財団法人日本建築衛生管理教育センター」に改め、同表防研―2及び防研―4の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「一般社団法人」に改め、同表防研―6の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「公益社団法人」に改め、同表防研―7の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「財団法人」を「一般財団法人」に改め、同表防研―8、防研―12、防研―15、防研―22、防研―23及び防研―26の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「一般社団法人」に改め、同表防研―27の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「公益社団法人」に改め、同表防研―28、防研―29、防研―34及び防研―36の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「一般社団法人」に改める。

第九の表統講―1、統再―1、給講―1及び給再―1の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「財団法人ビル管理教育センター」を「公益財団法人日本建築衛生管理教育センター」に改める。

○農林水産省告示第二千六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字西薗目字上貝津二九の四、字持城一三の一、一五、一五の一、二三の二から二三の四まで、字霜栗二七（次の図に示す部分に限る。）二九、二九の二、字沢上三六の二、四三の四（次の図に示す部分に限る。）、四三の八、四四の七、四六、四八の二、四九、五〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字持城一三の一・字沢上四三の四・四三の八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）